

# 福祉保健部指定管理候補者審査委員会(高齢者福祉等専門委員会) 審査報告書 〔鳥取県立福祉人材研修センター〕

平成25年10月15日

鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

## 1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 鳥取市伏野1729番地5 会長 内海 敏

## 2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

## 3 委託料の額

182,565,000円……(1)(債務負担行為額 182,565,000円)

[参考] 単年度委託料の額〔(1)÷5年〕 36,513,000円

## 4 審査結果

上記団体を指名し、総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

## 5 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

### (1) 審査委員

氏名	所属等
竹本 匡吾(委員長)	社会福祉法人地域でくらす会副理事長
瀬尾 津喜恵(副委員長)	社会福祉法人敬仁会介護老人福祉施設ル・ソラリオン名和施設長
藤田 恵津子(委員)	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
小谷 誠(委員)	小谷昇税理士事務所
松田 佐恵子(委員)	鳥取県福祉保健部長

### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 平成25年7月3日(水)

・鳥取県立福祉人材研修センターの概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 平成25年9月10日(火)

・面接審査後、審査基準に照らした審議

### (3) 審査基準

	審査基準	審査項目及び内容	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方 ・施設の設置目的を理解しているか ・管理運営の方針は適切か	なし(必須項目) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取組み ○施設の維持・管理は適切か ・開館時間・休館日は適切か ・利用者の快適・安全な利用、施設の長期安定利用のための維持管理は適切か ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止	55

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の体制・対応は適切か</li> <li>・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</li> </ul> ○個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護への対応は十分か</li> <li>・情報の公開への対応は十分か</li> </ul> ○利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支の見積もり、考え方は適切なものか ○支出計画の見通しは適切か	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の組織・職員の職種等は適切か</li> <li>・日常の職員配置は適切か</li> <li>・人材育成は適切か</li> </ul> ○団体の財政基盤・経営基盤は安定しているか ○関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか ○社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者を雇用しているか</li> <li>・男女共同参画推進企業であるか</li> <li>・TEAS I種又はII種認証登録事業者であるか</li> </ul> ○管理運営実績評価	25

#### (4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の基本的な考え方を概ね理解しており、施設の平等な利用を確保できる。</li> <li>・施設の設置目的、社会的役割を踏まえ、福祉施設として専門性を高める等、利用者や職員の満足度の向上に努めてほしい。</li> </ul>
2 (55点)	36.60点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉拠点の施設管理者として、更なる積極的な取組みに期待したい。</li> <li>・県社会福祉協議会らしく福祉の面を反映させる等、施設管理者としての特性がもう少しあっても良い。</li> <li>・社会福祉の拠点施設として、より一層、情報の発信とその充実に期待したい。</li> <li>・施設所在地が分かりにくいいため、ホームページの地図を分かりやすくしてほしい。</li> <li>・個人情報保護への対応について、更なる配慮や工夫に努めてほしい。</li> <li>・施設の効用を最大限発揮させるために、利用者等の要望には速やかに対応してほしい。</li> </ul>
3 (20点)	15.20点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減等の計画・努力が見られるが、それが利用者へ影響しないようにしてほしい。</li> <li>・施設の老朽化に対する修繕対応等、設備管理に要する費用の動向を注視し、適切に対応してほしい。</li> </ul>
4 (25点)	15.40点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理を安定して行うために必要な人材の育成や接遇教育等に努めてほしい。</li> </ul>
総合評価 (100点)	67.20点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。</li> </ul>

※点数は、委員5名の平均

## 6 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 管理運営の基本的な考え方

鳥取県立福祉人材研修センターの機能を最大限発揮するため、鳥取県社会福祉協議会の有する福祉人材センター機能や職員の専門性を活かした管理運営を行う。

#### ①住民の公平な利用の確保

県民が広く利用する公の研修施設としての性格を認識するとともに、利用者の公平な利用や満足度を高めるため、利用者の声を活かした運営を行う。また、平成23年度に開設した福祉体験交流プラザの機能を充実させ、広く県民が集えるスペースを提供する。

## ②利用者へのサービス提供

利用者の利便性を考え、送迎バスの運行、コピー機や自動販売機の設置等、利用しやすい環境を整える。また、利用促進会議を開催し、外部の意見を聞く機会を設けることで、幅広い意見を伺い運営に反映させるとともに、広く県民に向けて施設利用の広報に努める。

## ③収入確保と経費の節減

広報誌、イベントなどを通じ、広く県民に利用の促進を働きかけ、利用者の増加に努める。また利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、適正なサービス水準を維持しながら、効率的、経済的な維持管理により管理運営費の削減に努め、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。さらには、福祉目的以外の利用についても企業等に呼びかけるなどして、利用促進を図っていく。

## ④法令順守の徹底

施設管理に関する消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、個人情報の適切な管理等、法令遵守を徹底した管理運営を行う。

## ⑤災害支援活動の拠点としての活用

鳥取県社会福祉協議会は、広域での災害ボランティアセンター機能を有しており、災害発生時にはセンターをボランティアの活動拠点とするなど、災害支援活動の拠点として活用するとともに、日ごろから防災関係機関と連携を図りながら防災に努める。

## ⑥県との連携

県と密接に連携を図りながら、管理運営を行う。

## (2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容

サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

- ・意見箱の設置、利用点検表により利用者の要望・意見を運営に反映させ、サービスの向上を図る。
- ・利用促進、隙間利用について外部の意見を聞く機会を設けるとともに、広く県民に向けて施設の広報に努める。
- ・福祉体験交流プラザの機能を充実させ、広く県民が集えるスペースを提供する。
- ・ホームページにて施設情報を公開し、利用申込み等がよりわかりやすいものになるよう工夫する。
- ・利用者の利便のため、隣接する障がい者施設によるコーヒー、パン等の販売サービスなどを積極的に取り入れる。
- ・利用促進イベントを開催する。

## (3) 施設の維持・管理

### ①開館時間・休館日

- ・開館：午前9時、閉館：午後5時  
(必要と認める場合は、最大午後9時を限度として利用時間を延長)
- ・休館日：「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日）  
(多目的工作室は日曜日及び土曜日も休館)

### ②利用料金と減免内容 現行料金及び減免内容と同じ。

#### 【利用料金】

- ・ホール利用料

金 額		
午前の利用料	午後の利用料	全日の利用料
4,890円	9,780円	15,060円

- ・研修室等利用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円

第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴室実習室	1時間につき	650円
調理実習室	1時間につき	1,980円
和室実習室	1時間につき	610円
多目的工作室	1時間につき	1,260円
フリースペース	1日1平方メートルにつき	2円

#### 【減免内容】

##### ・全額免除該当

- ①県又は社会福祉法人が利用するとき
- ②社会福祉に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき
- ③心身に障がいのある者（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者）の社会参加を促進する目的として利用するとき
- ④介護保険による要介護又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的として利用するとき
- ⑤③又は④の者及び介護者の占める割合が1/2以上である利用のとき
- ⑥県内の児童、生徒又は学生が講演、学生等の作品の展示等文化芸術に関する行事のために利用するとき

##### ・半額免除以上該当

- ①ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき
- ②心身に障がいのある者（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者）及びその介護者の占める割合が1/2未満である利用のとき
- ③介護保険による要介護又は要支援認定を受けた者及びその介護者の占める割合が1/2未満である利用のとき

※なお、減免については、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りではない。

#### ③利用者の快適・安全な利用、施設の長期安定利用のための維持管理

- ・利用者が快適、安全に利用できるよう、また、施設の運営に支障を来さないよう、日常または定期的に必要な保守業務及び点検業務を行い、最良の状態を維持する。また、施設開設から10年以上が経過し、経年劣化等による施設設備の故障等不具合が増加傾向にあるため、緊急性の高いものは迅速に対応し、その他の修理、修繕については、利用者の安全性を確保しながら計画的に実施していく。

#### (4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

##### ①火災・盗難・災害などの事故・事件の防止

- ・消防法に基づき消防計画を定め、火災等の災害及び人命の安全、被害の防止について必要な業務に取り組む。
- ・防火管理者及び火元責任者を設置し、消防設備・機器の設置・点検を行い、火災防止に努める。
- ・電気事業法に基づく保安規程に従い、電気設備の点検を行う。
- ・警備委託業者と連携して火災、盗難等に適切に対応する。
- ・火災発生時には消防計画に基づき自衛消防隊を組織し、施設利用者の安全を確保するため必要な措置をとる。そのため、年2回の避難訓練を実施し、自衛消防隊の任務を周知する。

##### ②緊急時の体制・対応

- ・災害等の緊急時の利用者の安全を確保するため、県立福祉人材研修センター危機管理マニュアルに定めるところにより、全職員が迅速かつ的確な対応を行う。
- ・利用者の急病、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、的確に対応する。
- ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）による、施設利用者及び職員の安全確保に努めるため、同システムが有効に活用できるよう、適切な管理運用を行う。
- ・AED（自動体外式除細動器）が常時使用できるよう定期点検を行うとともに、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置する。

### ③利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- ・定期的に館内を巡回し、施設の状況の点検や利用者等の状況を把握するとともに、利用者の意見を聴き、その声を運営に反映させることによりトラブルの未然防止に努める。
- ・苦情等があった場合は、その内容をよく聴き、誠実にその解決を図るとともに、苦情内容、対処方針または対応の結果について県に報告する。
- ・意見箱の設置、施設利用後に提出する利用点検表に要望欄を設け、苦情等を把握する。

## (5) 個人情報保護等への対応

### ①個人情報の保護への対応

- ・個人情報保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例等を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、知り得た情報の漏洩、目的外使用が生じないよう適正な管理を行う。

### ②情報の公開への対応

- ・鳥取県情報公開条例及び鳥取県社会福祉協議会情報公開規定を遵守し、センターの管理に関して保有する情報を積極的に公開する。また社会福祉法に基づき、センターの事業計画書、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等を公開する。

## (6) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・適宜各種情報の提供と併せ、ホームページ上で広く意見を聴取する等、随時要望を聴取する。
- ・施設利用後に提出する「利用点検表」に要望欄を設け、施設利用者のニーズ等を把握するとともに、意見箱の設置、利用促進イベント開催時にアンケートを実施し、広く意見を聴取する。
- ・把握した要望は、迅速かつ適切に対応するとともに、その結果及び対応状況については、重大なものは速やかに県へ報告し、軽微なものは月次業務報告書で県へ報告する。